

対象世帯拡大

令和8年度石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変）について

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）、（専攻科の生徒への奨学のための給付金））

高校生等がいる世帯で収入が急激に減少するなど家計の急変が生じた場合に、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

給付を希望する場合は申請が必要です。

1. 支給要件…以下の4つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- (1) 令和8年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- (2) 令和8年7月1日現在、対象となる生徒が石川県内の国公立高等学校等に在学していること
(高等学校、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、高等学校専攻科課程)
- (3) 収入の急激な減少により、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当又は以下の世帯区分相当に該当すること
 - ① 所得割の合計が100円以上105,500円未満である世帯【**拡充**】
 - ② 所得割の合計が105,500円以上182,500円未満である世帯(専攻科を除く)【**拡充**】
 - ③ 所得割の合計が105,500円以上264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯(専攻科)
- (4) 生徒が以下の国籍・在留資格等を有すること
 - ① 日本国籍を有する者
 - ② 特別永住者
 - ③ 永住者
 - ④ 日本人の配偶者等
 - ⑤ 永住者の配偶者等
 - ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 - ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

2. 給付額…令和8年7月1日までに家計急変が生じ、令和8年9月末までに申請書等を提出した場合は、下記の給付年額(12ヶ月分)が支給されます。

世帯区分	給付年額(12ヶ月分)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
ア 非課税世帯	143,700円	50,500円	50,500円
イ 所得割の合計が100円以上105,500円未満である世帯	47,900円	16,830円	16,830円
ウ 所得割の合計が105,500円以上182,500円未満である世帯	35,930円	12,630円	
エ 所得割の合計が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯			12,630円

- (1) 令和8年7月2日以降に家計急変が生じ、令和9年2月末までに申請書等を提出した場合は、家計急変の発生時期及び申請時期によって、給付額が異なります。この場合の給付額は、申請書を受理した日の翌月(受理した日が1日の場合は当月)から令和9年3月までの月数(対象となる月数)を12ヶ月で除し、給付年額を乗じた月割換算額になります。
- (2) 奨学金の入金は、認定作業を経て提出月の翌々月頃になる予定です。

- (3) 生徒が児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高
校生等を除く))が支給されている場合はこの制度の対象となりません。
- (4) 就学支援金新制度の対象外となる外国籍生徒(R8 新入生である留学生を除く)は、住民税非課税相
当世帯への支援のみ対象です。
- (5) 専攻科で国籍・在留資格等を満たさない場合の給付年額は、世帯区分ア 50,500 円、イ・エ 10,100 円
となります。
- (6) 災害により、着用を義務付けられている制服が喪失・毀損し、再度購入が必要な場合は、世帯区分
により別途加算されます。詳しくは、下記の学校事務室へお問い合わせください。

3. 申請方法

申請期限: 本年7月1日までに家計急変 令和8年9月30日

本年7月2日以降に家計急変 随時(令和9年2月28日まで)

2.の世帯区分に応じて、「○」がついている書類を下記の学校事務室に全て提出してください。

やむを得ない事情で期限までに申請書を提出できない場合は別途学校に連絡してください。

世帯区分				必要書類
ア	イ	ウ	エ	
○	○	○	○	①【様式1-2】石川県教育費負担軽減奨学金申請書(家計急変)
○	○	○	○	②【様式2】振込口座申出書
			○	③【様式3】扶養親族申告書
○	○	○	○	④【様式6】委任状(支給日以降の諸会費への充当について)
○	○	○	○	⑤ 令和8年7月1日以降に発行した保護者(両親の場合は双方)等全員が記載 された住民票(市町発行) ※マイナンバーの記載がないものを提出してください。
○	○	○	○	⑥ 保護者(両親の場合は双方)等全員の令和8年度課税証明書 ※扶養親族の記載が省略されていないものを提出してください。
○	○	○	○	⑦ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類 離職票、解雇通告書、雇用保険受給資格者証、破産宣告通知書、廃業等届出書、罹災証明書などの写し
○	○	○	○	⑧ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ・雇用主が作成した家計急変日以降の月額給与見込額(3ヶ月分)、または直近3ヶ月分の給与明細書の写し ・個人事業主の場合は、税理士または公認会計士が作成した直近3ヶ月分の事業収入が確認できる資料及び直近の確定申告の写し など

右のQRコード又は、石川県電子申請システム(県HP)から、
スマートフォン・PC等による申請もできます
[提出先・問合先] 飯田高等学校事務室 TEL 0768-82-0693

